

第五十一回国会 法務委員会 議 録 第四十号

昭和四十一年五月三十一日(火曜日)

午前十四時四十六分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 井伊 誠一君

理事 細迫 兼光君

理事 鍛冶 良作君

理事 四宮 久吉君

理事 濱野 清吾君

理事 神近 市子君

理事 山田 長司君

理事 吉田 賢一君

理事 田中 總之進君

出席政府委員

法務政務次官 山本 利壽君

検 査 (大臣官房司法法制調査部長) 鹽野 宣慶君

判 事 (最高裁判所事務総局民事局長) 菅野 啓藏君

専 門 員 高橋 勝好君

五月三十一日

委員中垣國男君及び西村榮一君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び吉田賢一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君及び吉田賢一君辞任につき、その補欠として中垣國男君及び西村榮一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
執行官法案(内閣提出第一四九号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

執行官法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。坂本泰良君。

○坂本委員 私は本法案の具体的質疑をいたす前に、執行官制度の改善に関する問題について基本的な所見を伺っておきたいと思ひます。

それは昨年の三月四日法務省から出された「執行官制度の改善に関する問題点」についてであり、最高裁判所事務総長、各大学法学部部長及び日本弁護士連合会事務総長あてに、執行官制度の改善に関する各裁判所、執行官、各大学法学部、日本弁護士連合会及び各弁護士会の意見の照会を行なった際、照会文書に添付した別紙であります。その第一から第五まで五つあるわけですが、内容は第一から第五まで五つあるわけであり、その第一に「執行官の執行機関としての地位」として、「執行制度においては、執行官は、一応原則的な強制執行の実施機関とされているが、他方、相当広範囲の重要な強制執行の実施は、執行裁判所等の他の執行機関の権限に属するものとされている。しかし、この点については、執行の能率化等の見地から種々の改革意見が出されており、——大体三つになつておりますが、「或は執行の権限を」第一は「執行裁判所に一元的に集中させ、執行官はその補助機関とすべきであるとの意見、」第二は「執行の権限を執行官の執行処分に対する異議の訴訟を介してのみ執行の適正確保に關与させることとすべきであるとの意見、」第三は「執行官を一元的な執行機関とする」とともにこれを裁判所から移して法務省その他の行政部に属させることとすべきであるとの意見等、大きく分けると三つありますが、「執行官制度を検討するに當つては、まずこの執行官の執行機関としての地位をいかにすべきかの問題について考慮する必要があると思われる。」と、こうあります。

この点に關して、本法案の提案にあつては、いかなる見解に基づき、いかなる方針に基づいて、執行官の執行機関としての地位を本質的に定められたか、まずその点を承つておきたい。

○鹽野政府委員 執行官制度の基本的な問題についての御質疑でございますが、ただいまお読みいただいた問題点の中に、ただいまのような記載があるわけでございます。問題は、執行官制度を整備する場合にどういふ形のものか最も妥当であるか、合理的であるかということでございますが、ここに記載してございまして、考え方といたしましては、いづれも一元論、二元論という問題があるわけでございます。一元論と申しますのは、御承知のとおり現在では強制執行の制度が、不動産に対する執行につきましては裁判所がこれを執行なり、それから動産につきましては執行官がこれを執行なりという形になつてございまして、これを私どもは二元論と申します。二元論的な考え方というふうには言つてゐるわけでございます。これに對しましては、いづれも一元論と申しますのは、これをすべて統一いたしまして、一つの機関が責任を持つて強制執行を実施するといふ形に統合する考え方を、一元論というふうに申してゐるわけでございます。

さらに詳細に申し上げますと、一元論の中にも二種類あるわけでございます。従来執行裁判所が行なつていたような事務も執行官が引き受け

て、執行官が一元として行なうといふ一元論の考え方と、それから強制執行につきましてはすべて執行裁判所が責任を負う、そして執行官はいわばその手足として実施の面を担当するといふふうな一元論の考え方もあるわけでございます。

そこで、ただいまお読みいただきました問題点は、昭和二十八年に關係方面の意見を求める際の参考資料としておつけしたものでございまして、問題点がこういふところにあるのだということをも明らかにするために添付いたしましたものでござい

ます。そこで、いまお読みいただきましたように一元論的な考え方もあるし、二元論的な考え方もある。さらにはまたこの執行機関を行政部のほうへつけるといふふうな考え方もある。そういうような考え方を御参考にしていただいて、御意見を寄せていただきたい、こういうことをお願いいたしたわけでございます。

そこで、いろいろ御意見が出たわけでございますが、その結果、先般も御説明いたしましたとおり、翌年の昭和二十九年に法務省の法制審議会に對しまして、法務大臣からこの問題について諮問がなされたわけでございます。それは「執行官制度を改善する必要があるとすれば、その要綱を示されたい。」という諮問であつたわけでございます。

その諮問に基づきまして法制審議会で審議が進められまして、法制審議会におきましては各種の部会があるわけでございますが、この關係につきましては強制執行制度部会というものが設けられまして、そこで検討をし、さらにその部会に小委員会も設けられて細目の検討をするというふうな段取りで、検討が進んだわけでございます。

その結果法制審議会におきましては、先般補足説明にも申し上げましたとおり、昭和三十一年に至りましてその小委員会におきまして一つの目標を打ち出したわけでございます。それは要するに、

「現行の執行吏制度、すなわち、当事者の委任によつて事務を取り扱い、当事者から手数料を受けてこれを自己の収入とする制度を廃止し、これを固定俸給制の裁判所職員たる執行官の制度に改める」という方向を打ち出したわけでございます。

これは小委員会段階でございます。そこでそういう方向で検討が続けられているわけでございまして、したがって、現在の方向は裁判所職員として制度を固めていくという方向は一応きまつているというふうな考えでよろうかと存じます。

それから、問題の一元論、二元論の問題につきましても、法制審議会ではいろいろ御審議があつたわけでございまして、現在までは最終的にはまだ審議が終了いたしておりません。しかし大体の方向として現在まで検討されておりますのは、一元論でまとめ得るかどうかというのを検討してきているわけでございまして、しかしながら、従来執行裁判所と執行吏と二元で行なつておりましたものを一元で行なうということになりましたれば、従来裁判所が行なつていた仕事まで執行吏が担当する、こういうことになりましたので、非常に大きな改革でございまして、同時に、適任者を得られなければこの強制執行を円滑適正に行なうことが非常にむずかしいということになりますので、その人材の補給というような面を考え合わせますと、はたしてこの執行官一元の方向にすぐに進み得るのかどうかということにつきましては、なお検討いたさなければならぬものが残つていゝと考へられるのでございまして。

そこで、今回の法案は、提案理由の補足説明でも御説明申し上げましたとおり、さような根本問題につきましても現在なお法制審議会でも審議中でございまして、しかもその審議の内容におきましては、いろいろ解決すべき困難な問題が出てきておりますので、早急にこの制度を一挙に解決するというわけにもいかないという状況になつてまいりましたので、当面の対策といたしまして、現段階でできる限りの改革を試みようということとして、この法案を提出いたしましたわけでございまして、根本

的な改革につきましては、将来さらに検討を進めて、しかるべき制度の根本的な改革をいたしたい、かように考へている次第でございまして。

○坂本委員 たいがいこの法務委員会に出される法律案は、法制審議会の答申をまつてやられることが普通だと思ひます。これはその例外であつて、法制審議会の答申がないわけなんです。その理由がいまわかつたわけですが、もちろんこの執行吏制度についてはいま御答申のようにまだきまつていない。しかしながら、その根本問題がきまつたに暫定的なことをやるということとは、ちよつと早計に過ぎるのではないかと、こういうふう

に思ふわけですが、そこで、この法案を作成されるにあつては、法制審議会が大体の意見がまつておる、そうすれば、大体一元論になるわけですが、その人材等の問題が困難な状態にあれば、まだ出す必要はないじゃないか。もう少し法制審議会でも審議を進めて、もう少しその答申をまつてこの執行官についてはやるべきじゃないかと思ふのです。と申しますのは、これは不動産、動産、あるいは仮処分、あるいは仮の地位を定める仮処分、その他重要な問題であり、さらに国民の財産権に関する問題である。軽々にこれを執行吏から執行官に移すというようなことをやれば、直接被害をこうむるのは国民であると思ふのです。ですから、その点については私はもう少し慎重にすべきであつた、こう思ふわけですが、その中間段階としてやられるならば、法制審議会の大体の意見が出ていゝなら、その速記録等

もこへ出してもらつて、そうしてわれわれ法務委員の検討の俎上に乗せてこの法案を審議すべきだ、こういうふうな考へますが、御所見いかがです。

○鹽野政府委員 私の御説明が不十分でございまして、ちよつと誤解をなさつたわけでございまして、実はこの法案は法制審議会の答申に基づいていゝのでございまして、その点を先ほど申し上げたので、まことに申しわけございませんでした。その間の事情を一言御説明させていただきます。

この点につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、法制審議会におきまして、執行吏制度の根本的な改革について審議をしていゝわけでございまして、先ほど来申し上げておる理由で、いますぐ最終的な結論に到達するということがなかなか困難であつたわけでございまして、そこで前回の通常国会におきまして、この法務委員会におきましてもその点についていろいろ御指摘を受けまして、根本的な改革についてはなるほどいろいろ問題があろう、しかしながら、この執行吏制度の問題は、そういういふまでも放置できる問題ではない、そこで根本的な改革がさらに検討を要するものであれば、当面の対策でも早急に検討してこれを打ち出すべきであるというふうな御意見があつたわけでございまして、私どももいたしまして、まことにございまして、前々から思つておりましたところでもございまして、実はその点は法制審議会におきましてもさう考へていたわけでございまして、そこへ前回の御指摘がございまして、昨年法制審議会におきましてもさうな検討が開始されまして、根本的な制度の改革の検討を続けると同時に、当面早急に手を打たなければならぬ、また当面改革のでき得る手段というものはどういふものであろうかということとを並行して検討いたしました。その結果、本年の春に現在提案しております執行官法のような内容の答申が一部答申としてなされたわけでござい

ます。その点につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、法制審議会におきまして、執行吏制度の根本的な改革について審議をしていゝわけでございまして、先ほど来申し上げておる理由で、いますぐ最終的な結論に到達するということ

ことがなかなか困難であつたわけでございまして、そこで前回の通常国会におきまして、この法務委員会におきましてもその点についていろいろ御指摘を受けまして、根本的な改革についてはなるほどいろいろ問題があろう、しかしながら、この執行吏制度の問題は、そういういふまでも放置できる問題ではない、そこで根本的な改革がさらに検討を要するものであれば、当面の対策でも早急に検討してこれを打ち出すべきであるというふうな御意見があつたわけでございまして、私どももいたしまして、まことにございまして、前々から思つておりましたところでもございまして、実はその点は法制審議会におきましてもさう考へていたわけでございまして、そこへ前回の御指摘がございまして、昨年法制審議会におきましてもさうな検討が開始されまして、根本的な制度の改革の検討を続けると同時に、当面早急に手を打たなければならぬ、また当面改革のでき得る手段というものはどういふものであろうかということとを並行して検討いたしました。その結果、本年の春に現在提案しております執行官法のような内容の答申が一部答申としてなされたわけでござい

ます。その点につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、法制審議会におきまして、執行吏制度の根本的な改革について審議をしていゝわけでございまして、先ほど来申し上げておる理由で、いますぐ最終的な結論に到達するということ

ことがなかなか困難であつたわけでございまして、そこで前回の通常国会におきまして、この法務委員会におきましてもその点についていろいろ御指摘を受けまして、根本的な改革についてはなるほどいろいろ問題があろう、しかしながら、この執行吏制度の問題は、そういういふまでも放置できる問題ではない、そこで根本的な改革がさらに検討を要するものであれば、当面の対策でも早急に検討してこれを打ち出すべきであるというふうな御意見があつたわけでございまして、私どももいたしまして、まことにございまして、前々から思つておりましたところでもございまして、実はその点は法制審議会におきましてもさう考へていたわけでございまして、そこへ前回の御指摘がございまして、昨年法制審議会におきましてもさうな検討が開始されまして、根本的な制度の改革の検討を続けると同時に、当面早急に手を打たなければならぬ、また当面改革のでき得る手段というものはどういふものであろうかということとを並行して検討いたしました。その結果、本年の春に現在提案しております執行官法のような内容の答申が一部答申としてなされたわけでござい

ます。その点につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、法制審議会におきまして、執行吏制度の根本的な改革について審議をしていゝわけでございまして、先ほど来申し上げておる理由で、いますぐ最終的な結論に到達するということ

ことがなかなか困難であつたわけでございまして、そこで前回の通常国会におきまして、この法務委員会におきましてもその点についていろいろ御指摘を受けまして、根本的な改革についてはなるほどいろいろ問題があろう、しかしながら、この執行吏制度の問題は、そういういふまでも放置できる問題ではない、そこで根本的な改革がさらに検討を要するものであれば、当面の対策でも早急に検討してこれを打ち出すべきであるというふうな御意見があつたわけでございまして、私どももいたしまして、まことにございまして、前々から思つておりましたところでもございまして、実はその点は法制審議会におきましてもさう考へていたわけでございまして、そこへ前回の御指摘がございまして、昨年法制審議会におきましてもさうな検討が開始されまして、根本的な制度の改革の検討を続けると同時に、当面早急に手を打たなければならぬ、また当面改革のでき得る手段というものはどういふものであろうかということとを並行して検討いたしました。その結果、本年の春に現在提案しております執行官法のような内容の答申が一部答申としてなされたわけでござい

いたしまして、なお引き続いて努力を続ける所存でございまして、今回は最高裁判所ともいろいろ協議いたしましたして、法制審議会の一部答申に基づきましてこの法案を御提案した次第でござい

○坂本委員 法制審議会の一部答申をどうして出されなかつたのですか。これは出してもらいたいと思ふのですが、その点いかがですか。

○鹽野政府委員 法制審議会の答申はこの法案の内容とほとんど変わりませんので、資料として御提出しなかつたわけでありまして、御必要でありますれば至急に提出するようにいたします。

○坂本委員 そこで、この際私は質疑をいたしておきたいのは、現在の執行については、一番重要な不動産の執行は執行裁判所が主としてやつておる。執行吏のはうはただ鑑定をするとか、鑑定ができたならば期日を指定して実際の競売を実施する。その保証金が、競買価格の割の保証金、これを裁判所に納入する。そしてその後の競売の許可決定並びにそれに対する公告その他の処理は裁判所が全部やつてくれる。

それからもう一つ大事なものは仮処分事件なんです。その仮処分は執行裁判所がやつていゝわけですが、この仮処分がござゐるは非常にふえておる。特に会社が解雇する。解雇をする労働者は直ちにめしの種がなくなる。給料がもらえない。国家公務員であれば、休職になれば七割はもらえない。しかしながら、一般会社の労働者は解雇されると一銭ももらえない。その日の生活から困る。そこでその解雇無効の訴えを起こすと同時に地位保全の仮処分をやる。地位保全の仮処分が二年も三年も、六年も七年もかかつておるのが實際あるのです。それではその日の生活に困る。労働者は直ちに困つてしまふ。何のために地位保全の仮処分をするか。裁判所はなぜ急いでやらぬか。会社側の申請の仮処分に対しては民事訴訟法どおりです。申し立て人の簡単な審尋をして、そうして仮処分を出す。ロックアウト等の点の入る場合もある。ところが労働者の地位保全の仮処分につい

いたしまして、なお引き続いて努力を続ける所存でございまして、今回は最高裁判所ともいろいろ協議いたしましたして、法制審議会の一部答申に基づきましてこの法案を御提案した次第でござい

では、六年もかかってようやく決定が出る。六年もかかったら、あなた、その間に労働者は何をやるというのです。絶対権利の保護というものはきていないわけですか。権利の保護もないし、せつば詰まった、生活もできないということになっておるわけですか。ですから執行官法をもつて——

もちろん改正の要は私も認めます。認めるけれども、もう少し執行裁判所の点についてこれは大いに検討すべきだと思うのですが、そういう点については検討されましたか。裁判所と法務省と両方にお伺いしたい。

○鹽野政府委員 執行吏制度ということで法制審議会で検討しているわけですが、先ほど申し上げましたように、一元論、二元論というものがありまして、一元論ということになりますと、従来二つに分かれてやっておりますものを、執行官が、あるいは執行裁判所が一元的にこれを取り扱うという問題でございますので、当然、この執行吏制度と申しますか、執行官制度と申しますか、この問題の検討の中には執行裁判所の問題も検討の対象にはなっているわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げておりますように、まだ最終まで突き詰めてこの問題の検討が終わっておりませんので、現在のところ、ただいま御指摘の執行裁判所の問題をどういうふうにするかということにつきまして御説明できる段階には立ち至っていない次第でございます。

○菅野最高裁判所長官代理者 仮処分事件のうち、いわゆる労働仮処分と申される事件が年間に百数十件ございまして、こういう事件につきましても、御指摘のとおり相当長期にかかっている事件がございます。それらの事件を見ますと、いろいろ、かなり複雑な事件でございます。長いかかっているにつきましてもそれ相当の理由があるように私も見ておりますが、しかしながら、仮処分事件が早急になされなければならないことは御指摘のとおりでございます。この点につきましても、今度の執行官制度が一応固まりますれば、それを前提とした訴訟法の改正ということをは

法務省でも考えておってくださるようでございます。その改正によって、なお一そう事件の早期解決ということに努力したいと思っております。

○坂本委員 そういうなまぬるいものじゃいかぬじゃないかと思うのです。少なくとも裁判所は、資本家も労働者も憲法に基づいて平等に取り扱い、平等の結論を得るような裁判をする。さらに執行裁判所は、不法なればその仮処分の決定を却下をする、しかし、事情があれば地位保全の仮処分をどうやらやらなきやならぬ、こういうふうに分けるわけですか。七、八年前までは裁判所は非常に公平であったのです。私が関係した事件だけでも、例の大牟田の三井三池の問題にしましても、第一回の首切りは二千数百名でした。それに対して地位保全の仮処分を東京地方裁判所に提出しました。そのときの執行裁判所の裁判官は、労働者側と三井の会社側と双方呼び出して、数回、あるいは十数回にわたったかかわりません、事実上の裁判官が中に立つて団体交渉をやらせまして、そのときは首切りが不当であったから、二千四百名くらいだったと思うのですが、全部解雇を撤回しました。そうして労働者はもとより復職しまして、その間の給与に対しては全部——幾らか減ったかと思いますが支払って、労働者の生活にはこと欠かない解決が出ています。その後だんだん裁判所は反動になった。このごろの東京の地方裁判所の執行裁判所を見てごらん下さい。労働部というのがあるでしょう。そこに園部という判事がおる。その判事のやり方を最高裁判所は知っております。その判事ですか。これは、裁判所長その他に弁護士その他から要請書も出ておるはずと思うのですが、まずその点を知っておられるかどうか承っております。

（委員長退席、田村（良）委員長代理着席）
○菅野最高裁判所長官代理者 労働部に園部判事がおられることは存じております。しかしながら、その判事の担当しておられる事件の処理のこ

とにつきましても事務当局としては申し上げる筋合

いでないと存じますので、この点は答弁を差し控えてさせていただきます。

○坂本委員 言えなかつたらこつちから言つて上げます。

園部裁判官は、前任地である旭川地方裁判所にいて昭和三十七年五月から三十九年三月まで二年間同地方裁判所の刑事部の裁判長として、日教組の学力テスト反対運動に関する刑事公判事件の審理に際して、通算五回にわたる忌避の申し立てを受けておる事実があります。さらに、その裁判官が東京地方裁判所に参りまして、そうしてやつておることがどういふことかと申しますと、たとえば、裁判長の認めた一人三十分の持ち時間の範囲で被告人が意見陳述を始めたところ、園部裁判長は、何と三十分に十三回も、うしろの柱時計をながめたり、手元の時計と柱時計を見比べたりして、聞く耳を持たないという態度を露骨に示しております。たまりかねた被告人が、途中で、「裁判長、時計ばかり見ていて、一体私の話を聞いているのですか」とたたいたところ、同判事はわきを向いて、ただ一言、「耳はあいてます」、こう言っただけであつた。審理に臨む裁判長の態度とは想像もできない不遜な態度を示しております。

また、忌避申し立てが棄却され、公判が再開されたとき、園部裁判長は、法廷では、いままでのことは水に流して充実した審理に協力されたいと発言しながら、同じ日に、新聞記者にはこっそりと、いままで審理のおくれたのは被告人弁護士らと、いわれのない忌避を乱発したからだ、と一方的に被告人と弁護人を非難する一文をわざわざ印刷して配付するという背信的事実もあつております。同判事が東京地裁民事十九部に着任以来示した前記の種々の不公正な態度が旭川地裁における異常な不公正な事実と共通の本質を持ち、それを労働専門部においてさらに一歩を進めたものと想像させるを得ないのであります。このような園部裁判官の不公正な訴訟指揮があると同時に——長くなるから省略しますが、最近の東京地方

裁判所労働部の状況は、労働者がどんなに要請しても、地位保全仮処分の事件すら結審までに三年もかかることがあたりまえのように行なわれておる。十年前の三池の解雇の問題のときは雲泥の差がある。たとえば、東京信用金庫解雇事件では、六年もかかっておる。いまだ結審になっていない。見通しも立っていない。準備手続だけで一年、二年とかかっている事件もたくさんある。証人尋問期日は間隔が二カ月もありまうから、この証人尋問も仮処分の場合は普通の民事訴訟の手続の証人でなくて、疎明の証人でしょう。それに二カ月もかかるわけですか。このようなありさまでは、さき申し上げましたように、労働者の権利を救済する裁判とは言えないわけですか。

さらにこの園部裁判官は、裁判の傍聴に許可の制度をとつておる。そうして傍聴した者に住所氏名を書かせて、そうしてそれを全部許可というわけでもないわけですか。結局傍聴許可書というのをだして、その制限をする。さらに制限をする場合は、部屋が狭いとかなんとか言っている。部屋が狭ければ、三十人、四十人も解雇の地位保全の仮処分があれば、あいてる大きい法廷を借りてもいいわけですか。三池の事件なんかは、執行裁判所の判事の部屋は狭かつた。だから合議部の部屋とか、あるいは公判廷を利用して審尋をされて、二、三カ月のうちに審尋を遂げて、地位保全の仮処分が通過しそうなったから、会社のほうは申し立てておる被告の全部の解雇を撤回したでしょう。何でもいふことになって、裁判所の大きな建物もできておるのに、部屋が狭いと言って制限する必要もない。そういうことをこの執行裁判所がやっておりますから、とにかく十数年来の変化というのはいひいものであるわけですか。労働事件の特殊性に着目して、事案の真相を迅速公正に把握する熱意は全くないわけですか。結局傍聴許可書に要するからというので、住所、名前を出させて、思想調査にするのかもわからない。こういうような執行裁判所の状態ですよ。これを無視して執行官制度だけをやるというのはいかしくないと思うので

す。そういう点を十分承知の上で、まあまあ執行官制度をこの際出そう、そういう考えですか、どうですか、さらに承っておきたい。

○菅野最高裁判所長官代理者 ただいまの東京地裁の労働部の裁判のよしあし、このことにつきましても、私も事務当局といたしましては、お答えをいたしかねますが、事件を迅速に処理すべきことは仰せのとおりでございます。これは先ほども申し上げましたように、執行官制度というものが一応きまされれば、さらに仮処分手続等に関する検討がなされるわけでございしますので、その際に十分迅速に行なわれるような手続をくふうしてまいりたいと存じます。

それからたまたま傍聴制限のお話でございますけれども、そういう事実につきましては、私も調査いたしておりますけれども、しかし、おおよそ公判の傍聴を制限するということはできないはずであると思えます。ただ人数の制限はございしますので、順番によって入れるというふうなことはやむを得ないかと思えますけれども、その人の住所を尋ね、あるいはつとめ先を尋ねる等のことをいたしまして、傍聴を制限するというようなことは、公判の公開のためえからいって、法律上できないことであらうと思えます。ただ、労働部におきましては、準備手続におきまして、これは本来は公開の制度でないのでございますが、東京部におきましては、事務手続におきましても、一定の関係人を立ち合わせるという慣行ができておるよう聞いております。そういう意味におきまして準備手続あるいは審尋の手続等におきまして、本来ならば当事者以外の立ち合いを要しない場合におきましても、労働部におきましては、特に関係の深い第三者を審尋に立ち合わせ、おとることを聞いておりますので、その審尋に立ち合わせるかどうかということについて、ある程度関係等を聞いておるのではないかと、いうふうに思っております。

○坂本委員 田村(良)委員長代理退席、委員長着席
そんな、あなたの考えるようななま

やさしい問題じゃないんですよ。労働者が三十人も五十人も首を切られて、あすからの俸給がもらえないんですよ。だから、一日も早く仮処分をしなければならぬ。それが二年、三年、長いのは六年もかかってまだ見通しもないという事件も具体的に裁判所にあるんですよ。この国民の権利を保護するためには、もちろん執行吏が公正にやらなければならないのは当然だ。しかしながら、ひどいことがある。家屋取りこなし、土地明け渡しの強制執行なんかは、執行吏がみずから行かずに執行吏代理を行かすのです。これから問題にしようと思うのですが、執行吏代理をよこして、本執行吏は行かずに、人夫を使って家をめっちゃめっちゃに取こわして土地の明け渡しをする。ひどいのはこういう事件もある。だまされて借家人が和解調書をつくっておく。民事訴訟にあるでしよう。双方が出頭した場合は、その和解契約を調書に記載すれば、判決と同一の効力がある。東京の事件ですが、その和解調書を持って、しかも執行吏でなく執行吏代理をよこして、そうして工場ですが、その一部の執行を即日やる。こんな和解調書は、これはだまされて判を押したのだから違いますと言つても、不意打ちに行つて、そうしてその中の工場の一部と事務所の約半分くらいを執行する。そうして執行しないところに荷物を運び込んで、そこをくぎづけして、そうしてそれを債権者に直ちに引き渡す。その救済はどうしてやりますか。執行処分の異議の申し立てをして、いまの執行裁判所に仮処分の申し立てをすれば、執行をやつたあとの仮処分は出したこともないし、これはできぬだろうと思う。できるじゃないかと言われども、とうとう却下しちゃう。ですから、結局は和解無効の訴えを出して、そうして現状回復の判決をもらうよりしかたがない。そういう執行官のひどいものもある。けれども、それより以上に、この執行裁判所のいまのやり方というものは、ひどいものです。少なくとも裁判所は、この執行

もしも知らずに出すというならば、こういう法律なんかは手直さなきゃいかぬと思うのです。どうですか、裁判所、知っておりますか。

○菅野最高裁判所長官代理者 いろいろな問題が御指摘がございました。まず、代理による執行という点は、昨年も御指摘にありましたこと、私個人では、代理人が強制力を使つたこと、これは、理屈の上から申ししてもおかしいことであると思いますので、今回の法案ではこれを廃止することにいたしました。

それから和解による執行、これは民訴の法律の上で認められておる制度でございます。しかしながら、和解が無効であるという場合には、これを御指摘のように和解無効の訴えを起こすという方法でそれを本案とする仮処分、それによつて執行の停止ということができるわけでございします。そういう停止の仮処分というものもたびたび出されておるわけでございします。ただ、執行が一挙になされてしまえば、そういう停止の手段というところもないわけでございます。あとから現状回復という手を打つよりかしかたがないわけでございしますが、ただいまの執行吏のやり方といたしまして、家屋明け渡し、家屋の収去という執行は、一ぺんに一挙にこれを行なつてしまふというところは実情としてほとんどないでございまして、一部手をつけるということが、先ほど御指摘にありましたが、そういう場合は、一部執行をしてあとで停止しておくという執行のやり方はあろうかと思ひますけれども、その場合にはまだ執行行為が残つておるのでございまして、これを停止、そしてその執行を取り消すという仮処分も可能でございします。で、和解による執行の場合でも、これを回復する手段、これに異議を申し立てる手段というものは法律上講ぜられておりますし、そういう申し立てがなされた場合に、裁判所は停止決定をするというところはたびたびであるのでございします。

○坂本委員 あなたは、違つてますよ。和解の場合、一部を執行した場合、ただくぎづけをしてお

るくらいなら現状回復の点が執行吏の手でできまされども、すでにその部屋だけは、何坪だけは債務者の専有を執行吏に移して、すぐそのまま債権者に明け渡しの執行をしているわけですか。だから引き渡しをやつておる。ですから、仮処分で一部執行を停止しようといつても、一部分の執行停止が及ばないのです。私より法律を知らぬです。そこを私は言つておるのです。差し押えの場合、差し押えをして競売までは二週間の期間があるでしよう、民事訴訟法で。ですからその二週間の間に、そういう不都合な和解調書をつくつたのは、債務者に金がない場合非常に困るのです。その場合は訴訟救助でも受けて、その競売をとめる、執行を停止することはできるわけですが、しかし家屋の明け渡しとか土地の明け渡しなんかは一部をこわして、こわしたところはもう引き渡しを済ましてしまふ。それは暴力団の圧力を受けるようなこともなきにしもあらずです。家屋の明け渡しでも、八畳と六畳が三間あれば、八畳と六畳を一部執行して、そこは債権者に引き渡す。そういうと債権者が翌日から使用されるわけです。そういう非道なことが行なわれているわけです。そして今度は和解調書に対する和解無効の確證の訴えと、それから執行停止の残つておる分については、一年、二年かかってそこは停止するけれども、もう引き渡しを済ましておけばそれができない。ですから、仮処分の申し立てをすれば、執行裁判所は仮処分命令を出し切らない。そこは出してないのです。一般の場合の執行停止の仮処分は出しておる。そういうことをやる執行吏、執行吏代理に対する問題は、形式的にはこれであるいは進歩になりましよう。ただ執行裁判所の、この労働者が解雇された場合の地位保全の仮処分というものは、それこそ早く処置しなければならぬ。審尋はして、その審尋の方法で二カ月おきにその疎明となるべき証人の審尋等をせよ、もっと早くすべきである。そうしなければ執行官だけの権利保護ということをやつていても、執行裁判所のほうの権利保護というのでできなくなる。だ

から私が冒頭に二元論か二元論か、あるいは行政機関のどこかに執行裁判所と執行吏を一緒にしたところのものをつくるか、こういう基本的な問題をお伺いしたのはそこにあるわけなのです。それを解決しなければ、ただこの執行官法の法律案だけを出して、そしてあとでやるというけれども、やはり早く一年先でしょう。どうせ法制審議会の答申が出なければ、また二年も三年も先にならないとできないから、抜本的改革をするというにすべきの旗を立てられるならば、やはりそこまで考えてやらなければならぬと思うのですが、そういうのを知らずにやられたとすれば、私はこの執行官法だけの独走になろう、こういうふうな思いうわけですが、その点の御所見はいかがでしょうか。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行制度全般ということになりますれば、執行吏だけの問題にとどまりません。裁判所が執行機関としていわゆる執行裁判所として執行を行なう場合があるわけでございますから、双方を包括して考えなければならぬと御指摘の点は、そのとおりでございますが、まずさしあたって執行吏の制度というものを改革してもらいまして、そしてさらに進んで執行裁判所が現になしてあるところの執行制度というものにつきましましては、民事訴訟手続の改正ということを通じて法務省がやってくださるわけでございますので、それとの関連によりまして引き続き執行裁判所の行なっております執行ということの改善に、この法案が成立いたしますれば引き続きその改善に向かって努力いたしたい、かように思っておりますのでございます。

○菅野最高裁判所長官代理者 特定の判事の訴訟指揮の問題、これにつきましては、やはり司法は独立でございますので、私ども、とやかく申し上げる筋合いのものではないと存じます。その手続内において、不服な点につきましては、法律上認められておる方法によつて閣部に対する異議を申し述べていただくより手はないと存じます。

○菅野最高裁判所長官代理者 特定の判事の訴訟指揮の問題、これにつきましては、やはり司法は独立でございますので、私ども、とやかく申し上げる筋合いのものではないと存じます。その手続内において、不服な点につきましては、法律上認められておる方法によつて閣部に対する異議を申し述べていただくより手はないと存じます。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行制度全般ということになりますれば、執行吏だけの問題にとどまりません。裁判所が執行機関としていわゆる執行裁判所として執行を行なう場合があるわけでございますから、双方を包括して考えなければならぬと御指摘の点は、そのとおりでございますが、まずさしあたって執行吏の制度というものを改革してもらいまして、そしてさらに進んで執行裁判所が現になしてあるところの執行制度というものにつきましましては、民事訴訟手続の改正ということを通じて法務省がやってくださるわけでございますので、それとの関連によりまして引き続き執行裁判所の行なっております執行ということの改善に、この法案が成立いたしますれば引き続きその改善に向かって努力いたしたい、かように思っておりますのでございます。

○菅野最高裁判所長官代理者 特定の判事の訴訟指揮の問題、これにつきましては、やはり司法は独立でございますので、私ども、とやかく申し上げる筋合いのものではないと存じます。その手続内において、不服な点につきましては、法律上認められておる方法によつて閣部に対する異議を申し述べていただくより手はないと存じます。

○菅野最高裁判所長官代理者 特定の判事の訴訟指揮の問題、これにつきましては、やはり司法は独立でございますので、私ども、とやかく申し上げる筋合いのものではないと存じます。その手続内において、不服な点につきましては、法律上認められておる方法によつて閣部に対する異議を申し述べていただくより手はないと存じます。

○菅野最高裁判所長官代理者 特定の判事の訴訟指揮の問題、これにつきましては、やはり司法は独立でございますので、私ども、とやかく申し上げる筋合いのものではないと存じます。その手続内において、不服な点につきましては、法律上認められておる方法によつて閣部に対する異議を申し述べていただくより手はないと存じます。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行制度全般ということになりますれば、執行吏だけの問題にとどまりません。裁判所が執行機関としていわゆる執行裁判所として執行を行なう場合があるわけでございますから、双方を包括して考えなければならぬと御指摘の点は、そのとおりでございますが、まずさしあたって執行吏の制度というものを改革してもらいまして、そしてさらに進んで執行裁判所が現になしてあるところの執行制度というものにつきましましては、民事訴訟手続の改正ということを通じて法務省がやってくださるわけでございますので、それとの関連によりまして引き続き執行裁判所の行なっております執行ということの改善に、この法案が成立いたしますれば引き続きその改善に向かって努力いたしたい、かように思っておりますのでございます。

○菅野最高裁判所長官代理者 特定の判事の訴訟指揮の問題、これにつきましては、やはり司法は独立でございますので、私ども、とやかく申し上げる筋合いのものではないと存じます。その手続内において、不服な点につきましては、法律上認められておる方法によつて閣部に対する異議を申し述べていただくより手はないと存じます。

○菅野最高裁判所長官代理者 特定の判事の訴訟指揮の問題、これにつきましては、やはり司法は独立でございますので、私ども、とやかく申し上げる筋合いのものではないと存じます。その手続内において、不服な点につきましては、法律上認められておる方法によつて閣部に対する異議を申し述べていただくより手はないと存じます。

○菅野最高裁判所長官代理者 特定の判事の訴訟指揮の問題、これにつきましては、やはり司法は独立でございますので、私ども、とやかく申し上げる筋合いのものではないと存じます。その手続内において、不服な点につきましては、法律上認められておる方法によつて閣部に対する異議を申し述べていただくより手はないと存じます。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行制度全般ということになりますれば、執行吏だけの問題にとどまりません。裁判所が執行機関としていわゆる執行裁判所として執行を行なう場合があるわけでございますから、双方を包括して考えなければならぬと御指摘の点は、そのとおりでございますが、まずさしあたって執行吏の制度というものを改革してもらいまして、そしてさらに進んで執行裁判所が現になしてあるところの執行制度というものにつきましましては、民事訴訟手続の改正ということを通じて法務省がやってくださるわけでございますので、それとの関連によりまして引き続き執行裁判所の行なっております執行ということの改善に、この法案が成立いたしますれば引き続きその改善に向かって努力いたしたい、かように思っておりますのでございます。

○菅野最高裁判所長官代理者 特定の判事の訴訟指揮の問題、これにつきましては、やはり司法は独立でございますので、私ども、とやかく申し上げる筋合いのものではないと存じます。その手続内において、不服な点につきましては、法律上認められておる方法によつて閣部に対する異議を申し述べていただくより手はないと存じます。

○菅野最高裁判所長官代理者 特定の判事の訴訟指揮の問題、これにつきましては、やはり司法は独立でございますので、私ども、とやかく申し上げる筋合いのものではないと存じます。その手続内において、不服な点につきましては、法律上認められておる方法によつて閣部に対する異議を申し述べていただくより手はないと存じます。

○菅野最高裁判所長官代理者 特定の判事の訴訟指揮の問題、これにつきましては、やはり司法は独立でございますので、私ども、とやかく申し上げる筋合いのものではないと存じます。その手続内において、不服な点につきましては、法律上認められておる方法によつて閣部に対する異議を申し述べていただくより手はないと存じます。

執行事件なんかずいぶんはやる。戦前のそういう例もわれわれはずいぶん見ておるわけですが、やはり裁判官もなにやめたら弁護士になればいい、そのためにうんと資本家のためにやっておけ、事

○菅野最高裁判所長官代理者 執行制度の問題は、執行官だけの問題にとどまらなかったということですが、執行官法の改正にあたりましては、なお執行裁判所、執行全体というものを考えていかなければならないことは御指摘のとおりでございます。私どもは執行官法の改正というものは、その方向に向かつてのただ第一歩を踏

み出したにすぎない。今後さらに重要な執行手続、執行制度全体というものを、この執行官法の改正を足がかりといたしまして、さらに前に進んでまいりたいという所存でございます。

○坂本委員　そこで第二の問題ですが、「執行吏の権限」として「執行吏の権限に関する問題は、根本的には執行吏の執行機関としての地位の問題に關連するが、その点を離れても執行吏の権限については、或は送達に關する事務を執行吏の権限から除外すべきであるとの意見、或は現行法上執行吏の権限とされているその他の各種の事務についてもさらに検討を要するとの意見、或は勞働事件、家事事件等に關する執行の事務を執行吏の権限から除外して、これらの事件の執行のために特別の機關を設置すべきであるとの意見等がある」ので執行吏の権限をどのようにすべきかの問題についても検討を要するものと思われる。」まことにそれとおりでだと思います。今度の執行官法について、この幾つかの問題がありますが、どの方針をとってやられたか、その点を承っておきたい。

○**鹽野政府委員** ただいまお読み上げになりましたのは、先ほどの問題点の第二項でございますが、御指摘のとおり、この中に執行吏の権限について、送達に関する事務を執行吏の権限からはすすべきではないか、あるいはまた、その他各種の事務についてさらに検討を要するだろう、それから労働事件、家事事件等の特別事件の執行について、特別の機関を設置すべきではないかという問題でございます。この点につきまして、まず送達に関する事務をどうするか、これはたびたび申し上げますが、この執行吏制度と申しますのは明治二十三年に設けられたものでございまして、現在で見ますと、その当時とは交通通信の状況というものとは非常に変わっているわけでございます。そこで、この文書の送達という問題につきまして、はたしてこれを昔のままに執行吏の職務ということにしておくのがいいのかどうか、そういう必要があるのかどうかということが、一つの検討の

対象になったわけでございます。そこでこの法案におきましては、訴訟に関する書類の送達事務は、執行吏の職務ということでそのまま残しておきます。ただ検討いたしました結果、将来の問題点ということで残しましたのは、告知、催告に関する送達の問題でございます。これは本来の執行吏の職務として残しておく必要があるのかどうかということについて、いろいろ検討いたしました結果、この分につきましてはさらに慎重な検討を要するのじゃないかということで、附則の第九條に特別にこの条文の規定を設けたわけでございます。第九條をごらんいただきますと、「執行官は、

当分の間、第一条に定めるもののほか、私法上の法律関係に関する告知書又は催告書の送付の事務を取り扱うものとする。」ということ、私人間の告知書、催告書というものの送達が、現在の制度では執行吏の仕事になっているわけでございます。しかしながら、こういうものは先ほど申しましたように、郵便の発達というようなことで、内容証明郵便が活用されればそれでもまかない得るんじゃないだろうかということで、いろいろ検討いたしましたのが、はたして実際にどの程度にこれが活用されているのか、またこの事務が、どれほどの事務量があるのかということにつきまして、まだ詳細な実態調査ができなかったのでございます。そこで将来の方向としては、こういうものは執行吏の本来の職務からはずしていくのがいいのではないかという配慮のもとに、第一条の執行官の職務の中には含めませんで、暫定措置の形で附則の第九条で、当分の間のこの事務もあわせて行なうのだということにいたしましたわけでございます。したがって、ただいま申しましたような実態調査をいたしまして、その結果この分についてはおそらく将来は整理するという方向で検討が進められるものと考えているわけでございます。

それから次の、「現行法上執行吏の権限とされているその他の各種の事務についてもさらに検討を要する」ということでございますが、これはお手元に執行官法案の参考資料といたしまして、い

ろいろ現在の法令関係、統計関係を資料にいたしたものを差し上げてございますが、その第六ページに現在の執達吏規則の第一条、第二条、第三条というところに、現在の執行吏の職務内容と申しますか職務権限が記載されているわけでございます。この各条文にございますように、第一条は「法律ニ従ヒ訴訟ニ関スル書類ヲ送達シ及裁判ヲ執行スルモノ」ということで、ここに書類の送達ということが出ているわけであります。訴訟に関する書類の送達でございます。それから裁判の執行、これは執行吏の仕事の中核になるものでございます。

それから第二条に、当事者の委任によつて取り扱ふ事務が掲げられているわけでございます。その第一に、先ほど申しました告知、催告がございます。これを先ほど申しましたように本来の執行官の事務からはずしまして、暫定的な事務ということで、将来検討の結果廃止できる時期になりましたならば、執行官の仕事からはずしていこう、これは郵便を活用するほうが合理的じゃないかという考え方でございます。それから同条の第二に、動産不動産の任意競売、これは御承知のとおり競売法に規定のあるところでございます。これは今後の執行官法でももちろん執行官の仕事ということになっております。それから第三、これは非常に古いことばを使っておりますが、「拒証書」というのは、内容は現在の拒絶証書でございます。これは昭和八年でございましたか、拒絶証書令等に、この拒絶証書を執行吏がつくるという規定がございます。その手続、その権限でございます。これは現行法におきましてそのまま、法令に定められた職務ということで執行官の職務といましておこわけてございます。

それから次に第三条でございしますが、「法律規則ニ定メタル職務ノ外裁判所及検事局ノ命令ニ依リ其職務ニ応スル事務殊ニ左ノ事務ヲ取扱フノ義務アリ」、これは執達吏が裁判所の職員であるところから、裁判所が命じた事務で一条、二条というようなものに相応するような事務は執行条というように

官が当然行なうのだということ、さらに御承知のとおり裁判所構成法当時の法令でございすから、検事局は裁判所に付置されていたわけでございます。そこで、付置されている検事局の命令の場合も同じように取り扱うべきであらうという配慮から「裁判所及検事局ノ命令」ということになったものと思われます。そこで「殊ニ左ノ事務ヲ取扱フノ義務アリ」ということで、一号、二号、三号と並んでおりますが、この第一の「書類物品ノ送付」ということでございす

なっておりますので、ただいま御説明申し上げましたような検討を加えまして、それをまとめて整理いたしましたのが今回の執行官法の第一条でございます。

○坂本委員　そこでこの書類の送達のところでは、ただ疑問がありますのは、東京地方裁判所の執行吏の東京合同役場では、従来は送達部というものがあつて、送達部長がいて、これが執行吏である。そうして外勤者執行吏代理というものが二十三名で、民事、刑事の書類の送達を実施する。それから内勤者執行吏代理が二名で、事務員が十四名、これは送達書類、記録の整理等、こういう分掌になつてゐるようですが、大阪では合同役場ではなくて、分離した制度をとつてゐる、こういうふうにしてゐる。この送達について、執行官法については執行吏代理もなく、事務員と執行吏代理のやつた仕事、並びに内勤者としての執行吏代理と事務員、この送達書類、記録の整理、こういう事務は、具体的にどこでどういうふうにしてやるか、その点についての構想を承つておきたい。

○菅野最高裁判所長官代理者　たゞいま申し上げましたとおり、執行吏の事務でありましたものを裁判所のほうに次第に取り入れていくという方向でまいりたいと思ひます。したがいて、その事務が裁判所のほうにある程度移るわけでございます。それでその移りました限度におきまして執行吏事務所、執行吏役場に勤務しております人々を、なるべく裁判所のほうに吸収していくという方向でまいりたいと思ひます。送達の手続につきましては、送達自体を執行吏の事務として残しておくかどうかという点に問題がございすので、その点につきましての結論がございす上、これを裁判所でやるとか、あるいは執行吏に残しておく、したがつて、事務員もその限度で残しておくというふうな結論になつてまいるかと思ひます。でございすから、いまのところ送達につきましてはその事務自体、それからそれに要する人自体というものをどうするかにつきまして、まだ結論を得ていないという状態でございす。

○坂本委員　暫定事務として取り扱われるから残しておく、こういうことになるのですか。その残しておく場合に、雇用関係は裁判所が雇うようになるのですか。あるいはそうでなくて、別に裁判所の書記官その他書記官補というのですか、こういう人が取り扱うようになりますか。そうしたならば、従来の事務をとつておる者が全部首になつてしまふか、あるいは裁判所の書記官か書記官補に変わつて採用されてつとていくか。裁判所の書記官か書記官補になれば、給与の問題から恩給の問題すべての問題がそうなるわけですが、そうでなかつたら今度は裁判所の別な雇用関係が何かで事務をとるようになりますか、その点の関係ですね。書記官補になればそのほうになると思ふのですが、そういう点についてはどうなんですか。

○菅野最高裁判所長官代理者　送達事務を全部裁判所とるかどうかについて、結論を得ていない

が、これは実は率直に申し上げると、現在私どももこの第一の規定の内容を十分に理解することができないのでございす。現在御承知のとおり執行吏が物品の送付をするというふうなことはないでございす。そこで明治二十三年当時の手続法等がはたしてどういふものであつたのか、私もよく調べましたけれども十分に理解できないのでございす。あるいは何らかの形で執行吏が物品の送付をするとかいふような場合があつたものであらうと考えられます。少なくとも現在ではそういうものはないのでございす。したがいまして、物品の送付という点では、今後は執行官の職務からははずすという整理をいたしました。それから第二は、罰金、科料、過料の徴収、没収品の取り上げまたは売却ということでございますが、これは刑事手続の最後の段階の執行行為でございます。これは御承知のとおり、現在では刑事訴訟法の四百九十条で、民訴に関する規定を準用するということになっておりまして、執行吏の法律上の職務権限である、あるいは義務である、こういうことになっておりますので、これはそのまま内容は今回の執行官の職務内容になるわけでございます。それから最後の第三、令状の執行でございますが、これは御承知のとおり、現在執行吏が各種の令状の執行をするというわけにはないわけでございます。これもおそらく明治二十三年当時何らかの手續があつたのだらうと思ひますが、現在におきまして死文になつてゐるわけでございます。こういうふうな現在の規定に

なつておりますので、ただいま御説明申し上げましたような検討を加えまして、それをまとめて整理いたしましたのが今回の執行官法の第一条でございます。

○坂本委員　そこでこの書類の送達のところでは、ただ疑問がありますのは、東京地方裁判所の執行吏の東京合同役場では、従来は送達部というものがあつて、送達部長がいて、これが執行吏である。そうして外勤者執行吏代理というものが二十三名で、民事、刑事の書類の送達を実施する。それから内勤者執行吏代理が二名で、事務員が十四名、これは送達書類、記録の整理等、こういう分掌になつてゐるようですが、大阪では合同役場ではなくて、分離した制度をとつてゐる、こういうふうにしてゐる。この送達について、執行官法については執行吏代理もなく、事務員と執行吏代理のやつた仕事、並びに内勤者としての執行吏代理と事務員、この送達書類、記録の整理、こういう事務は、具体的にどこでどういうふうにしてやるか、その点についての構想を承つておきたい。

○菅野最高裁判所長官代理者　たゞいま申し上げましたとおり、執行吏の事務でありましたものを裁判所のほうに次第に取り入れていくという方向でまいりたいと思ひます。したがいて、その事務が裁判所のほうにある程度移るわけでございます。それでその移りました限度におきまして執行吏事務所、執行吏役場に勤務しております人々を、なるべく裁判所のほうに吸収していくという方向でまいりたいと思ひます。送達の手続につきましては、送達自体を執行吏の事務として残しておくかどうかという点に問題がございすので、その点につきましての結論がございす上、これを裁判所でやるとか、あるいは執行吏に残しておく、したがつて、事務員もその限度で残しておくというふうな結論になつてまいるかと思ひます。でございすから、いまのところ送達につきましてはその事務自体、それからそれに要する人自体というものをどうするかにつきまして、まだ結論を得ていないという状態でございす。

○坂本委員　暫定事務として取り扱われるから残しておく、こういうことになるのですか。その残しておく場合に、雇用関係は裁判所が雇うようになるのですか。あるいはそうでなくて、別に裁判所の書記官その他書記官補というのですか、こういう人が取り扱うようになりますか。そうしたならば、従来の事務をとつておる者が全部首になつてしまふか、あるいは裁判所の書記官か書記官補に変わつて採用されてつとていくか。裁判所の書記官か書記官補になれば、給与の問題から恩給の問題すべての問題がそうなるわけですが、そうでなかつたら今度は裁判所の別な雇用関係が何かで事務をとるようになりますか、その点の関係ですね。書記官補になればそのほうになると思ふのですが、そういう点についてはどうなんですか。

○菅野最高裁判所長官代理者　送達事務を全部裁判所とるかどうかについて、結論を得ていない

のでございすけれども、これを裁判所の中に取り入れるということになりますれば、この送達を特別に扱う、たとえば送達官というふうなものを完全な公務員として考えてまいり。そして執行吏役場で現在そのほうの仕事をしている人で適当な人があれば、これに充てていきたいという考えであります。

○坂本委員 そこでその場合裁判所が雇うようになりすか、執行官が個人的に雇うようになりすか、そういう関係はどのようになりすか。

○菅野最高裁判所長官代理者 そういうふうになりすれば、かりに送達官という名前をつけることにいたしますれば、これは完全な公務員というふうな考えておりますので、裁判所の職員ということに相ならうかと思ひます。

○坂本委員 そこで心配しますのは、従来合同役場あるいは個人の執行吏から雇われて事務をとつておる人ですね。そういう人が失業する、そういうことになれば非常に問題であるわけですが、送達事務を取り扱うのは送達官ですが、そういう裁判所の公務員としての地位をとつてやるか、暫定措置だから当分の間現状のままでやるかというのを考えますと、現状のままでやるならば、それでは裁判所との関係になるか、執行吏個人との関係になるか、その点が明瞭でないのです。

○菅野最高裁判所長官代理者 現在の方向といたしましては、執行吏の事務は、次第に裁判所のほうに取り入れていくという方向でまいりますが、一挙にできないために、暫定的な措置が同時に取られておるわけでございます。したがって、暫定的な措置の間は、たとえば執行吏代理にいたしても、事務員にいたしても、その執行官との関係は執行官と代理あるいは事務員との間の私法上の関係でございすますが、これを裁判所の中に取り入れるということになりますれば、純然たる公務員という形にして取り入れるつもりであります。

○坂本委員 そこでこの法律案の施行は、附則第

一条施行期日、「この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」準備期間が六カ月しかないわけですから、いま方針が定まっていけないのに、この法律案が通過してから六カ月間内にそういうような準備ができるかどうか、疑問なんです、その点いかがですか。

○鹽野政府委員 先ほど私の申し上げ方に不十分な点があったかと存じますので、ちょっと補充させていただきます。

先ほど坂本委員から御指摘がございまして、送達に関する事務の検討はどうなつたかという御質問もあつたわけでございますが、その点につきましまして、この法案の際に検討したその結果はこうなつたという御説明をしたわけでございます。その御説明が不十分でございましたが、訴訟に関する書類の送達は民事訴訟法に規定がございすので、この第一条の一号の事務の中に入るのでございます。私が申しました告知、催告、これは私人間の書類の授受でございすので、不完全なものでございすますが、裁判所の職員である執行官の事務といたしましては、裁判所の職員が適当であるかどうかというところで、この分だけが将来廃止の方向へ向かつて検討していこう、こういうことでその分だけ附則に回しましたので、訴訟に関する書類の送達事務はこの法律では執行官の職務であるというふうな考へてゐるわけでございます。したがって、その事務だけは執行官法が施行になりましたら、執行官の仕事として残つてくる。したがって、それに關しては、執行官の職務が必要であるというふうな場合には、現在どおりの人が必要である、こういうことになるわけでございます。ただ送達事務は執行官、あるいは暫定的にございす執行官代理がやるのでございまして、事務員がやる仕事ではないわけでございます。その面で送達の事務自体に事務員が使われることはおそくないはずでございす。ただ何か事務的な手続に書類の整理とか何かございすれば、そういうものは事務員がやる、こういうことになるわけでございます。

一条施行期日、「この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」準備期間が六カ月しかないわけですから、いま方針が定まっていけないのに、この法律案が通過してから六カ月間内にそういうような準備ができるかどうか、疑問なんです、その点いかがですか。

それから事務員の問題でございすますが、これは最高裁判所から先ほど御説明があつたのでございすますが、制度の面からちょっと補足して御説明させていただきますと、この事務員というのは、御承知のとおり従来は執達吏、執行吏が手数料制で、しかも、役場を持つて仕事している、こういうことでございすので、その補助的な事務は執達吏の責任、負担においてまかなつていくというのがたてまえであつたわけでございます。手数料と申しますのは、本来はそういう多少の人員費あるいは消耗品費というふうな雑費の類、こういうふうなものも支弁できるような考え方でおそらく定められてあつたに違ひないのでございす。ただその後物価の変動、法令上の手数料の額の変動というふうなもので、当初の性格が現在までそのまま維持されてゐるかどうかということにつきましては、何ぶんにも七十年間実施してきまして、制度でございすので、必ずしも当初の方針どおり現在もなつてゐるというふうには申し上げられないのでございすますが、たてまえとしては手数料というのはいさうな形になつてゐるわけでございます。

○坂本委員 さて、手数料制は廃止いたしましたけれども、手数料制だけはまだ根本的な改革まで到達いたしませんので、当分の間残る、こういうことになりすので、その執行吏の補助事務が相当あるというところになりますれば、従来どおり執行吏の補助者として事務員を置く必要が出てくると思ひます。出てくると申しますよりは、おそらく従来どおり必要であらうと考へられるわけでございます。したがって、今回は事務分配、それから金銭の保管というところは裁判所の仕事になりましたので、かりにその面について従来執行吏役場の事務員がある程度の事務量を費やしてゐたというところでありますれば、その分については裁判所の事務官が肩がわりしていくことでございす。

○菅野最高裁判所長官代理者 ただいま法務省のほうから御説明がありまして、執行官の事務のうち、受付、事務分配、会計以外の事務は執行官の事務としてこの際は残つていくわけでございます。したがって、その事務を補助するという意味で事務員が今後残つていくわけでございます。その事務員と執行官の関係は従来どおり。と申しますのは、これは執行官の事務を補助するための事務員というところでございすから、その関係は従来と変わらないわけでございます。裁判所の行なうべき事務をその事務員がやつておるという関係ではないわけでございます。将来もしばらく残されていきます。執行官の事務に關してその事務を補助するために働らく事務員は、従来と同じような執行吏と事務員との関係、すなわち私法上の関係として残つてまいるのでございす。

○坂本委員 さて、手数料制は廃止いたしましたけれども、手数料制だけはまだ根本的な改革まで到達いたしませんので、当分の間残る、こういうことになりすので、その執行吏の補助事務が相当あるというところになりますれば、従来どおり執行吏の補助者として事務員を置く必要が出てくると思ひます。出てくると申しますよりは、おそらく従来どおり必要であらうと考へられるわけでございます。したがって、今回は事務分配、それから金銭の保管というところは裁判所の仕事になりましたので、かりにその面について従来執行吏役場の事務員がある程度の事務量を費やしてゐたというところでありますれば、その分については裁判所の事務官が肩がわりしていくことでございす。

す。したがって、この施行までの六カ月以内にその問題を全面的に整理するということは必要ないわけでございます。将来裁判所と執行吏との間の事務の分配をだんだんに整理していくという段階で検討する、あるいはその際にさらに法令の改正を要するものがあるかもしれませんが、そういうふうにして徐々に整理していけばいい問題でございす。この施行までの数カ月の間に、その問題を根本的に整理しなければならぬという問題ではないわけでございます。

一言補足御説明いたします。

○坂本委員 これはあとでまた聞きたいと思つていたので、関連するからこの際聞いておきたいと思ひます。

いままでは執行吏が手数料制度で独立採算をたいてゐたわけですが、それを今度そのまゝ暫定的にやらざるを得ないと思ひますが、やるといふことになれば、それは執行官個人の使用人としての個人として補助事務をやつていくようになるか、それと裁判所がその職員をしてやらせる、こういうことになるのか、その点がちよつと疑問ですが、どういふお考えですか。

○菅野最高裁判所長官代理者 ただいま法務省のほうから御説明がありまして、執行官の事務のうち、受付、事務分配、会計以外の事務は執行官の事務としてこの際は残つていくわけでございます。したがって、その事務を補助するという意味で事務員が今後残つていくわけでございます。その事務員と執行官の関係は従来どおり。と申しますのは、これは執行官の事務を補助するための事務員というところでございすから、その関係は従来と変わらないわけでございます。裁判所の行なうべき事務をその事務員がやつておるという関係ではないわけでございます。将来もしばらく残されていきます。執行官の事務に關してその事務を補助するために働らく事務員は、従来と同じような執行吏と事務員との関係、すなわち私法上の関係として残つてまいるのでございす。

○坂本委員 さて、手数料制は廃止いたしましたけれども、手数料制だけはまだ根本的な改革まで到達いたしませんので、当分の間残る、こういうことになりすので、その執行吏の補助事務が相当あるというところになりますれば、従来どおり執行吏の補助者として事務員を置く必要が出てくると思ひます。出てくると申しますよりは、おそらく従来どおり必要であらうと考へられるわけでございます。したがって、今回は事務分配、それから金銭の保管というところは裁判所の仕事になりましたので、かりにその面について従来執行吏役場の事務員がある程度の事務量を費やしてゐたというところでありますれば、その分については裁判所の事務官が肩がわりしていくことでございす。

らぬのかもしれないが、そうすると、たとえば東京の執行吏の合同役場、これは結局この法律が通ってもこのまま存置して、ただ執行官だけが裁判所の職員になって、そしてその職員もほかの裁判所の書記官その他と違つて、やはり補助者を雇つて、それは雇用関係で、給与等も出す、こういうことになる。しかし、そういたしますと、この事務員なんかは執行吏に対して結局労務を提供してやるということになるわけですね。そういう点をはつきりしておかなければ、結局執行吏の補助者として事務をやるわけでしょう。その場合、間違ひなんか起きた場合、その責任の帰趨は執行官になるか、民事関係においては大きい役所は裁判所なんだから、賠償等の問題についてはどんな関係になるか。その点が、ちよつと私がまだ頭が混乱しているかわからぬけれども、少し整理してお聞きしておきたいわけなんです。

○菅野最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、役場の制度はなくなりません。しかしながら、役場がやつておりました事務というものがすべて裁判所に吸収されてしまふわけではないのでございまして、役場に残る事務というものがあつたわけでございます。その事務を行なうための職員、事務員というものは執行官とその事務員との間の私法上の雇用関係として今後に残つてまいるわけでございます。つまり数名の執行吏のおところでは、従来合同役場という形で、合同役場が人を雇つていくというふうな形であつたわけですね。今後は数名の人がやはりそういう事務を合同にやるという合理性、それは経費の節約であるとか、事務を合理的にやるという必要がありまふから、役場という独立採算性の企業体としての役場というものは、この際廃止になつたわけでございますが、しかしながら、執行官の事務というものが残るものがある、そしてそれを数名でやる場合には合同してやつていくという必要性、合理性があるわけでございますから、数名の者が規約をつくつて、いわば組合的なものとして、それが事務を合同してやつていく上において補助者を必要とする場合

には事務員を雇つておるといふ形のものが残つていくわけでございます。従来執行吏の事務のうちに残つておる事務を処理する姿を見ますと、それはさほど従来とそのやり方が変わるというわけではございません。

それから、そこに私法上の関係で働いておる執行吏代理なり、あるいは事務員が、第三者に損害を及ぼした場合は補償関係、これは従来とも執行吏とその事務員あるいは代理の關係は私法上の関係ではあると申しながら、執行吏が自己の責任において雇つておるものであり、執行吏は、国家公務員としての、機関としての違いがあるわけでありまふから、従来ともその事務員あるいは代理の非違の行為についての補償責任というものは国が負うというたてまえをとつてまいつたわけでありまふ、それが今後とも変わらぬわけでありまふ、国が責任を負わなければならないという關係は、執行官というものの公務員性が強化されればされるほど、そういう国が責任を負うという立場になつてまいるものと思つております。

○坂本委員 どうもそこがまだはつきりしないが、昨年の訴訟費用等の一部改正の際の参考人で、事務職員の労働組合の方が出ておる。その發言を見ても、大抵事務員の給与が平均三万二千円だ。初任給が一万四千八百円で、大学卒は一万五千八百円だ。現在は東京合同役場では八十五名だけれども三十四年当時は百名いて、八十五名では相当忙しくて労働強化である。こういうことが言われておるのですが、大阪、名古屋、それから各地方裁判所管内で、事件が多い少ない、事務員が多い少ないという点はあるでしょうけれども、その事務職員の処遇の問題になると思ひますが、これはまず最初に暫定措置として、そういう事務員は残るからというところ、この事務員は全部この法律が通過しても従来どおりにやつていくかどうか。それがやはり一部心配しているように、この法律が通つたら首切りが行なわれるのではないかと、そういう心配もあるわけですね。そういう点を考へます場合に、もう裁判所の職員になつてし

まつた執行官はそれでいいでしょうが、その他の者がどういふ地位に置かれるか、あるいは退職者その他も出るようであつたら、退職金その他について、これはその合同役場で五億圓もあるような預金で満足であればいいですけれども、なかつた場合はこの法律通過によつてそういう処置がとられるなら、やはり退職金その他の点についても予算も必要ではないか、こういうふうに思ふわけですね。そういう点が法律が通過しなければわからぬと言われればそれまでですけれども、しかし、法律が通過すれば、少なくとも六カ月以内にはこの施行をしなければならぬわけですね。結局、来年少しかかるにしても、年内に執行しなければならぬ。その際にこの事務職員についての問題がどうやられるか、法律が通つたから、もう事務員はそれ要らぬから首だと言われても現在の事務員は非常に困ると思ふのですか、そういう点についての見通しはないものかどうか、計画があれば、それをぜひ明らかにしてもらいたいと思ふ。

○菅野最高裁判所長官代理者 先ほどの法務省の御説明にありましたように、この六カ月の施行期日のうちにすべて事務員等の処置をつけるというのではございせん、この法律が施行された後におきましては会計事務、事務分配の事務等を除きましては依然として執行吏の事務として残る事務があるわけでございますから、そのために執行官の事務員が全然不要になるといふことはないのでございまして。御承知のように、一片の法律の施行によりましてその人が職を失うというふうなことは、最も私どもが考慮しなければならぬ点でございます。今後執行官の事務は減つていく方向でありますので、事務員の数は減つていくことではある、現状よりもふえないであらうといふことは想像されるのでございまして、しかしながら執行官の事務をすべて裁判所に取り入れるというふうな時期がまいります、したがつてそれによつて事務員としての事務がなくなるというふうな時期がきますといたしまして、その間に事務員を裁判所の職員として取り入れる等の処

置を講じまして、事務員がいたずらに職を失うというふうな事態は絶対に來たさなないだけの配慮をいたすつもりでございます。

○坂本委員 わかつたようなわからぬようなものですが、たとえば、東京合同役場の機構を見てみますと、これは昨年の三月の統計ですから人数なんか少し変わつてゐるかと思ひますが、大体これは総務部と会計部と執行部、不動産部、送達部、五つに分かれておりました。総務部長は執行吏で総務部を統括し、総務部には庶務、統計、給与の支払い、これには事務員が七名おるのです。それから会計部、これは今後裁判所のほうに移るのじゃないかと思ふのですが、会計部は金銭の出納。会計主任は執行吏が一人、それから執行吏代理が一名、事務員が二名、これは会計部を統括する。それから執行部のほうには、まあこれが中心をなすのでしようが、執行部長は執行事務の統括をやる。これが執行吏である。それから外勤者と内勤者に分かれてまして、外勤者は執行吏が十四名、各種の執行を実施する。執行吏代理が五名、これは執行の補助等。それから内勤者は執行吏代理が三名、事務員が十六名、執行記録の整理等。それから次の不動産部が、不動産部長、これが執行吏、不動産課長、事務員が三名、競売記録の整理等。それから送達部は、さつき申し上げました送達部長が執行吏で、これは通れば執行官になつたわけですね。これと、外勤者の執行吏代理が十三名、内勤者の執行吏代理が二名と事務員が十四名、結局総員九十六名で、執行吏が二十名、執行吏代理が三十四名、事務員が四十二名、こういう構成になつておるわけですね。これが残るとすれば総務部、執行部、不動産部、送達部が残ります。会計部が裁判所に移る、こういうふうになつておるのですが、この組織をどう変動するか、しかもこういう合同役場を、やはり今後東京の執行官が全部——ここでは現在二十名になつておるのですが、それとの雇用関係として別に置くか、それとも裁判所の中に全部入つてしまふか、先ほどの御答弁を聞きますとこのままにして

おく、こういうことなんですね。そうしますとその会計はこれは裁判所から出さなければならぬわけですね、その費用その他は、給与その他は裁判所から出すことになる。そうすると、裁判所にはこの執行官法が通過すればどういうふうに会計事務を従来の会計事務と別に執行事務というのをふやしてやられるかどうか。これは私の想像ですが、そういうような具体的問題がなかなかそう簡単にはいかぬじゃないかと思うのですが、それは六カ月の施行期間にそういう整備を全部して、そうして執行事務というものはもう一日もないことではないわけですから、国民のために遺憾なく事務が運ばれていくかどうか、そういう点が第一疑問になるわけです。

そうして、さらに私はこれに付加して事務員の問題を申し上げましたけれども、執行吏代理はなくなる。これは全国で二百四十何名ですか、おるのです。この問題についてはいままでの委員会でも各委員の方からいろいろ質疑があったようですが、これはまた執行吏代理の処遇はどういうふうにするか、その点がありますから、そういうことについてやはり腹案がないとできないし、一番またおそれるのは退職者を出さずじやないか、逆に率直に言えば首切りが出るんじゃないか、こういうことにもなると思ひますし、その点についての御所見をもう少し承っておきたいと思うのです。

○青野最高裁判所長官代理者 まず執行吏代理の処遇の問題でございます。これは前委員会でもほかの委員からの質問に対してお答え申し上げておきまして、そういう制度はなくなるわけでございますが、暫定措置としての制度もまた三年後にはきいていいたしたい。それから、現在執行吏代理としての職務をとっておる人をどうするのかという問題が一つ起きてまいりと思ひますが、二百四十五名の執行吏代理のうち百名は送達代理ということと三年後にも残つていくことを考えております。執行吏代理の最もはなだしい弊害は、いわゆる執行代理の点にあるわけでございます。

ら、執行代理の存在というものは暫定的にもまず三年ぐらゐで終局を打ちたい。そうして送達の問題につきましても、先ほど申し上げましたが、いまだ問題が残つてゐるわけでございますが、しばらくはこの送達のための代理というものは、三年後も百名程度は残つていくということを私も考へておるわけでございます。あと百四、五十名の代理は、従来の経過から見まして自然減といふものが年々十五名ないし二十名ありますので、三年後の姿といひまして、百名という人をどうするかという問題が、具体的な問題として出てまいりと思ひます。そこで、執行吏代理の経歴等を調査いたしました結果によりまして、新しい執行官に採用できる人もその中にはございまして、それから、裁判所の事務官としての資格を持つておる人が大多数でございますので、裁判所の事務量をふやすと同時に、裁判所の人員が必要でございまして、その予算的措置を講じつつ、その執行吏代理を裁判所の職員として吸収していききたい。それで三年の間に約百名足らずの人を裁判所の中に吸収する方向でいききたいというふうに考へておるわけでございます。事務員につきましても同様でございまして、先ほど来申し上げておりますとおり、執行官の事務員としての仕事がいま直ちになくなるわけではございせん。会計と事務分配の仕事だけが裁判所のほうに、この法案施行によつて移るということだけがきまつておるわけでございます。将来はさらに多々多くの事務が裁判所のほうに移るといたして、しばらくの間は事務員の仕事が残つていくわけでございます。それで、裁判所に取り入れる事務がふえまると同時に、やはり裁判所といたしまして、その事務に対処するための人を必要とするわけでございます。これはなるべく執行吏の事務員の中から吸収いたしまして、そうして、執行吏の事務員、あるいは代理人の中から、いやくも職を失うというふうな事態が生じないように万全の考慮を払つていくつもりでおります。

○坂本委員 執行吏の権限のところで関連しましたから、第四の執行吏の給与のことでお聞きしたいこともあわせて聞いたわけなのですが、まあなしくずしの方法等もありまうけれども、この際執行吏代理は二百四十五名もおるわけですが、これは昨年の訴訟費用の法案審議の際にも、執行吏代理はもと研修しなければいかぬじゃないか。少なくとも執行吏と同じような行為をやるわけなのですね。しかも、家屋の明け渡しとか、家屋、建物ととりこわして土地を明け渡すとか、こういう場合は本執行吏は行つていないわけですね。執行吏代理が行くわけですね。代理がそういうことをやるから、それから差し押え等についても相当大きな不動産の差し押え等もあるわけですが、それ昨年当時の執行吏代理では、これはもちろんたんのうな人もありますけれども、概括的には執行吏代理としての資格を与えてやるべきだ。まず先ほどからずっと委員会でもこの執行吏と執行吏代理については問題があったのですが、しかしながら昨年は、少なくとも執行吏代理を研修して、そうして先端に立つ執行行為については万全の準備を期すべきである、こういうふうな考へて附帯決議がついておるわけ、その後執行吏代理については研修等もやつておられると思ひますが、この際いよいよ執行官にして、やはり何と云つても執行吏代理として実務には携わつておるわけですから、執行官に任用すれば相当公務員としての責任を感じて、そうしてその人自身も努力し、勉強もするだろうし、そのやり方についても過去の経験に基づいて努力をする、こういうことになれば、従来の執行吏を執行官にするならばこの際執行吏代理を執行官としてやつたほうが、この執行事務については円滑にいくじやないだろうか、こういうふうな考へるわけですが、そういう点についての御所見はいかがでありましようか。

○青野最高裁判所長官代理者 今後の方針といたしましては、新執行官に採用するにつぎまして、執行吏代理の経験のある人というふうな者を、できまうならばなるべく多く採用していきたいという方針でございます。それにいたしましてはやはり研修を経てそういう試験を受けさせ、新執行官に任命していくということがよりよい方法であると思ひますので、従来は執行吏に対する研修の予算がなかつたわけでございますけれども、これは執行吏を研修するというその費用も、わずかばかりではございまして取れたわけでございますし、その中に執行吏代理も執行吏と一緒に加えて研修するということも不可能ではないわけでございますから、執行吏の研修の中に執行吏代理を加えるということをお考へたい。

それから事務員の研修にいたしまして、これは身分上は先ほど来申し上げておりますように私法上の関係の人でありますけれども、しかしこれも裁判所の事務職員と同じ研修の中に加えていくという方法も検討していきたいと思つております。

○坂本委員 それからもう一つは、これは以前他の委員から聞いておられる点もあると思ひますので、今度執行官として裁判所の職員になるわけですね。公務員になるわけですね。そうすると、従来は独立採算で、執行吏役場というのを個人でも、あるいは合同でもやつておるし、東京みたいな理想的な——理想的かどうか別ですが、機構上も整つた合同役場をつくつて運営していたが、執行官となれば庁舎の中にその場所を設けるか。現在ではたいがい裁判所の構内に弁護士会だとか公衆控え所があり、執行吏役場がある、こういうような形式で長年運用されてきておるわけですが、

【委員長退席、田村(良)委員長代理着席】

そういうような措置、机だけを裁判所の中に置いて執行官の場所を置くのだというふうな答弁もあつておるようですが、もう少し具体的に、その地位その他の処遇をしたならば、その場所等の関係はつきりしておくべきじゃないか。さらに暫定処置として執行吏代理にやはり執行事務を行なわせる、そういうことになればその暫定的な執行吏代理についての場所等の問題、こういうのをど

ういうふうに考えておられるか、それを承っておきたい。

○菅野最高裁判所長官代理者 役場制度をとっておりました従来におきましても、裁判所外に役場がありますのはむしろ例外でございまして、全国約二百三十カ庁のうち五十カ庁ばかりが裁判所外に役場を持っていたのでございしますが、今後役場という制度がなくなりますれば、これをすべて裁判所の中に取り入れなければならないのでございます。そうして、ただいままで調べましたところによりますと、外に役場のありますその役場のうち十カ庁ほどは、予算的措置を構じなければ裁判所の構内に直ちに取り入れるということが不可能でございします。しかし、その他の庁四十庁ばかりは、この法律が施行されますれば裁判所の中に取り入れられる態勢にございします。問題は、約十カ庁でございします。しかしながら、法律の制度の上で役場が廃止されるということになりますれば、どうしても形の上で執行官が裁判所の構内に事務室を持っておくという形をとらなければならぬわけでありします。そこでこの十カ庁につきましては、やむを得ず、たとえ机一つでもその片内に取り入れるということを申し上げたのでございまして、机一つあれば足りるという趣旨では決してございしません。やむを得ずさしあたって、十カ庁については場所がございせんので、机一つだけでも取り入れて裁判所の中に事務室があるのだという形をとらなければならぬわけでございします。しかし、そういうところにつきましては可及的すみやかに予算的措置を構じまして、実質的に執行吏の事務所というものが裁判所に取り入れられたという形をとらなければならないと思っておりますのでございまして、極力予算的な措置をとるための努力をいたすつもりでおります。

○坂本委員 あとに、執行吏の権限、執行吏の身分、執行吏の給与、執行吏の補助機関と、関連してだいぶん質疑したところもあります。なお中心的な問題等もありますから、次会にお願いしたいと思ひます。

○田村(良)委員長代理 次会は来たる六月二日に開会することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会

昭和四十一年六月三日印刷

昭和四十一年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局